第3回座間味村議会臨時会

第1日目

5 月 29日

平成19年第3回座間味村議会臨時会会議録																				
招	集	年月	日						平)	戎	19年	5	月	2 9	日					
招	集	場	所					座	間	哆	卡 村	議	会	譲		昜				
開	閉 時	会	等	開	会			7	P成1	9年;	5月29日	十	-後1	時02	2分	議	長宣	i		
日		宣	告	閉	会			<u>7</u>	 F成1	9年;	5月29日	十	後1	時28	3分	議	長宣	i		
	席(応			議番	席 号		氏			名		議番	席 号			氏			名	
出		議	員	1	番		宮	里	順	之										
		招)	2	番		中	村	秀	克		7	番			宮	里	清点	之助	
				3	番		金	城	善	昇		8	番			宮	平	秀	保	
				5	番		金	城	勝	英		9	番			金	城	英	雄	
欠	席(不	議	員	議番	席 号		氏			名		議番	席 号			氏			名	
		応 招)	6	番		宮	里	祐	司										
会	議録	署名	議員	5	番		金 	城	勝	<u>英</u>		7	番			宮	里	清。	之助 	
	職務のため議場に出 席した者			事	務	局	長	宮	平		優	臨	時	書	記					
地力	方自治																			
に。	より説																			
	こ出席																			
及び	び氏名																			

平成19年第3回座間味村議会臨時会議事日程(第1号)

(平成19年5月29日午後1時00分開会)

日	程	議	案	1	番	号	件	名	
	1						会議録署名議員の指名について		
	2						会期の決定について		
	3	発	議	第	7	号	教科書検定に関する意見書について		

〇 議長(金城英雄)

ただいまから平成19年第3回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会(午後1時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城勝英議員及び7番 宮里清 之助議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3.発議第7号 教科書検定に関する意見書についてを議題といたします。

提出者より発議案の朗読を求めます。

1番 宮里順之議員。

〇 1番 (宮里順之)

発議第7号

平成19年5月29日

座間味村議会議長 金 城 英 雄 殿

提出者 座間味村議会議員 宮 里 順 之 賛成者 座間味村議会議員 金 城 勝 英

教科書検定に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により議会の議決を得たいので提出します。

(提案理由)

高校教科書検定結果の公表で、沖縄戦における集団自決の記述について、日本軍による命令・強制・誘導の表現を削除修正されたことがあきらかになった。悲惨な地上戦を体験し、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられていた沖縄県民にとって、徹底容認できるものではない。よって当村議会は沖縄戦の歴史を正しく伝え、悲惨な戦争が再び起こされることがないよう、今回の検定意見が速やかに撤回され、記述の復活が速やかに実現されることを強く要請する。

教科書検定に関する意見書

教育とは真実を伝えるものです。また、教科書は、教科の主たる教材として重要な役割を果たしており、

人間の尊厳、平和、民主主義を基調とする憲法の理念に立つものでなければなりません。2008年度から使用される高校教科書検定結果の公表によると、沖縄戦における「集団自決」の記述について「日本軍による強制または命令は断定できない」との検定意見により、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正されていたことが明らかになった。

その根拠として文部科学省は、日本軍による命令を否定する学説が出ていることや、自決を命じたとされる元軍人らが起こした裁判などを挙げている。

しかしながら、係争中の裁判を理由にし、かつ一方の当事者の主張のみを取り上げることは、文部科学省 自らが課す検定基準である「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと」を逸脱 することばかりか、体験者による数多くの証言や、歴史的事実を否定しようとするものである。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍による命令・強制・誘導等なしに、起こりえなかったことは紛れ もない事実であり、そのことがゆがめられることは、悲惨な地上戦を体験し、筆舌に尽くしがたい犠牲を強 いられてきた沖縄県民にとって、今回の検定結果は、歴史的事実を直視しない押し付けの教科書であると言 わざるを得ず、到底容認できるものではありません。

よって、当村議会は、沖縄戦の歴史を正しく伝え、悲惨な戦争が再びおこることがないようにするために も、今回の検定意見が速やかに撤回されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年5月29日

沖縄県座間味村議会

あて先: 内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 文部科学大臣 伊吹 文明 殿 以上です。

〇 議長(金城英雄)

これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇)

ただいま提案のありました教科書問題です。私どもが確かに戦後生まれで体験したことはありません、戦争は。私は阿嘉島で幸いにも集団自決はなかった場所でありますけども、座間味と慶留間ではかなりの集団自決がありましたので、私どもも小さいときからそういう事実を聞かされております。そういうことがありましたのでこの提案を早く、決議して直ちに送付することを賛成討論といたします。以上です。

〇 議長(金城英雄)

ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 教科書検定に関する意見書について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 教科書検定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成19年第3回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉会(午後1時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 城 英 雄

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 宮 里 清之助